

目次

ご案内

新年のあいさつ（県知事）	2
いばらき労働相談センターのご案内	3
テレワーク導入に関する支援策	4
働き方改革優良企業認定制度のご案内	5～6
茨城県障害者技能競技大会を開催しました	7
現代の名工受賞者の紹介	8

募集

ものづくりマイスターへの依頼募集、ものづくりマイスター認定者の紹介	9～11
女性活躍・働き方応援シンポジウム参加者募集	12～13
いばらき女性活躍推進会議会員募集	14～15

お知らせ

[労働局から]

労働保険料の口座振替について	16
茨城県特定（産業別）最低賃金の改正決定	17
令和3年度後期障害者就職面接会 中止のお知らせ	18
令和4年4月1日より労働施策総合推進法が中小企業へも適用されます！	19～20
令和4年4月1日より101人以上の企業にも女性活躍推進法が適用されます！ ..	21～22

[労働委員会から]

労働委員会の窓から	23
-----------------	----



新 年 あ い さ つ

茨城県知事 大井川 和彦

新年あけましておめでとうございます。

皆様にはすがすがしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の流行により、未曾有の危機に直面した年でありました。現在はワクチン接種が進み、国内の感染状況は落ち着きを見せ、日常を取り戻しつつありますが、新たな変異株が確認され、多くの国で感染が拡大するなど、依然として予断を許さない状況が続いております。

引き続き、県民の皆様の命と健康、そして暮らしを守ることを最優先に、今後の感染拡大に備え医療提供体制をしっかりと確保するとともに、3回目のワクチン接種について、市町村と連携しスピード感をもって対応してまいります。また、感染拡大防止に万全を期しながら、コロナ禍で落ち込んだ県内経済の早期回復に向け、先手先手で取り組んでまいります。

さて、時代は今、コロナ禍の影響により人々の価値観や生活様式などが大きく変化していることに加え、気候変動問題、AIの進歩による社会構造の変化、さらには人口減少の大きな波が押し寄せるなど、これまでとは全く環境が異なる、予測困難な「非連続の時代」を迎えております。

この困難な時代を乗り越えるため、私たちには、前例踏襲や横並びではなく、変化や失敗を恐れず、新しいことに果敢に挑戦し、自ら未来を切り拓いていくことが求められております。

現在、今後4年間の県政運営の新たな基本方針となる県総合計画の策定を進めておりますが、茨城の潜在能力を引き出してきたこれまでの改革路線のもと、「新しい茨城」づくりに向け、「新しい豊かさ」「新しい安心安全」「新しい人財育成」「新しい夢・希望」の4つのチャレンジを常に進化させながら加速してまいります。また、将来を見据え、カーボンニュートラルへの対応やフードロス対策、DXの推進などの中長期的な課題にも、積極的にチャレンジしてまいりたいと考えております。

本年も、自らの変化や失敗を恐れず、新しいことに果敢に挑戦するという初心を貫きながら、私が先頭に立って、県民の皆様が未来に希望を持ち、自身のなりたい自分像に向けて挑戦し続けられる「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現を目指し、全力で取り組んでまいりますので、県民の皆様には、なお一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

皆様にとりまして、本年が実り多き素晴らしい一年となりますことを心よりお祈り申し上げます。

いばらき労働相談センター出張相談会のご案内

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響による賃金や休業手当の不払い、一方的な解雇や配置転換、パワーハラスメント、職場でのいじめなどといったトラブルで悩んでいませんか。
- いばらき労働相談センターでは、職場のトラブルや労使問題でお困りの方のために、専門の相談員による相談や情報提供を通じて問題解決のお手伝いをしています。
- ご相談方法は、電話のほか、面談、メールでの相談も受け付けております。
※メールでのご相談の場合には、折り返しのお電話をさせていただきますので、電話番号の記載をお願いいたします。秘密は厳守いたしますので、一人で悩まずに、ぜひご相談ください。
- なお、各地区就職支援センター内での出張面談についても、日程調整のうえ行っておりますので、センター（029-233-1560）へご連絡ください。
- また、出張相談会を以下の日程で行いますので、まずはお電話にてセンター（029-233-1560）あてお問い合わせください（事前にご予約された方優先。事前予約がない方も、当日の相談は可能）。

・相談窓口
・開設日時

月曜日～金曜日：9:00～19:00（相談受付は18:30まで）
第2・第4土曜日：9:00～15:00（相談受付は14:30まで）
※第1・第3土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休業

・場所
・電話番号
・メールアドレス

水戸市三の丸1-7-41 いばらき就職支援センター2階
029-233-1560
rodosodan@pref.ibaraki.lg.jp

・主な相談内容

労働条件、採用、解雇・配置転換、賃金不払い、職場でのいじめ、パワハラ等

令和3年度下半期 出張相談会の開催スケジュール 【相談時間：各日10時から16時】※相談無料・秘密厳守

開催日	会場	
1月18日(火)	つくば市役所	本庁舎3階会議室301
1月25日(火)	日立市役所	本庁舎3階303会議室
2月3日(木)	筑西市役所	本庁舎3階303会議室
2月15日(火)	つくば市役所	本庁舎3階会議室301
3月9日(水)	鹿嶋勤労文化会館	会議室1
3月16日(水)	つくば市役所	本庁舎3階会議室302

テレワーク導入に関する支援策

新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、新たにテレワーク導入を検討している企業の皆さまに、広くご活用いただける相談窓口や助成金等をご案内します！

相談窓口

テレワークや経営上の様々な相談を無料で受け付けています。

茨城県よろず支援拠点

(公益財団法人いばらき中小企業グローバル振興機構)

☎029-224-5339

(受付時間 8:30~17:15 [土日祝除く])

<https://www.ibaraki-yorozu.com/>

茨城働き方改革推進支援センター

(茨城労働局委託事業)

☎0120-971-728

(受付時間 9:00~17:00 [土日祝除く])

<https://task-work.com/ibaraki/>

補助金・助成金

国では、テレワーク導入にあたり活用できる助成金を支給しています。

○人材確保等支援助成金（テレワークコース）【厚生労働省】

良質なテレワークを新規導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた事業主に、ネットワーク機器の導入費や外部コンサルティング費用などが助成されます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework_zyosei_R3.html

県内企業の事例集

県内のテレワーク好事例をまとめました。業種や規模など様々な企業の事例がありますので、是非、参考にしてください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/wlb/kyogikai.html>

情報サイト

○テレワークの推進【総務省】

総務省におけるテレワーク推進施策全般についてのポータルサイトです。テレワークマネージャー派遣事業やテレワークの導入・活用の際に役立つ情報も掲載しています。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/

○テレワーク総合ポータルサイト【厚生労働省】

テレワークの導入・運用ガイドブック、労務管理等 Q&A 集、テレワーク活用の好事例等について紹介しています。

<https://telework.mhlw.go.jp/>

茨城県働き方改革優良（推進）企業を募集します



自分らしく働くワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現のため、多様な働き方や業務効率化などの働き方改革に取り組み、「働き方改革優良企業」の認定を目指してみませんか。

概要

「茨城県 働き方改革優良企業」で検索！

■ **受付期間**：通年 ※認定は、随時行います。

■ **対象要件**：

- ・茨城県内に本社、本店又は事業所等を置く企業（個人、団体を含む）であること
- ・茨城県が実施する「いばらき女性活躍推進会議」への会員登録がなされていること等



推進企業

多様な働き方、業務効率化、多様な人材の活用など、働き方改革に向けて一定の取り組みを行っている企業【メリット】

- ・県から働き方改革に関する情報を提供します。
- ・県のホームページで推進企業として公表します。
- ・茨城県の建設工事の入札参加資格者名簿作成の際の加点項目として取り扱われています。（令和3・4年度資格者名簿分）

優良企業

上記、推進企業の条件を満たし、所定外労働時間数、年次有給休暇取得率、離職率など、一定の数値基準を達成した企業

【メリット】

- ・県が運営する求人サイト「いい顔で働こう。いばらきの求人」で優良企業の特集ページで紹介します。
- ・県が主催する就職面接会などの企業選定の際に優遇します。
- ・特に優れた取組について、セミナーなどの場において、県が積極的にPRします。
- ・茨城県の建設工事の入札参加資格者名簿作成の際の加点項目として取り扱われています。（令和3・4年度資格者名簿分）

認定の流れ・申請方法など詳細は裏面へ⇒

貴社の働き方改革への取組をアピールするチャンス！

認定の流れ

● 「いばらき女性活躍推進会議」の会員登録

※詳細は、「申請方法」に記載の県労働政策課ホームページをご参照ください。

● 認定基準達成状況表（様式第2号）のチェック表の該当する箇所をチェック

★認定基準達成状況表のチェック表1～5の項目で、基準点をクリア

➡ 推進企業認定

★推進企業の基準を満たし、認定基準達成状況表のチェック表1～10の項目で、基準点をクリア

➡ 優良企業認定

● 申請書類を提出 ※詳細は、「申請方法」および「提出先」の項目をご参照ください。

● 認定申請書を受理後、認定基準を満たしていると認められる企業に対し、認定証を交付

※審査に必要な情報の聞き取りや現地調査、資料の提出を求められることがあります。

● 認定証を交付した企業は、以下の内容を県ホームページ等で公表

①：認定企業の名称、所在地、代表者役職氏名 ②：働き方改革の取組内容 等

● 認定の有効期間は、認定日から起算して2年間

※期間満了後に認定更新を希望する場合は、更新に関する申請書類の提出が必要となります。

※企業等の所在地・名称に変更があった場合には、変更届出書の提出が必要となります。

申請方法

● 下記申請書類を作成の上、ご提出ください。 ※詳しくは、県労働政策課ホームページをご覧ください。

①：茨城県働き方改革優良（推進）企業認定申請書（様式第1号）

②：茨城県働き方改革優良（推進）企業認定基準達成状況表（様式第2号）

③：誓約書（様式第3号）

● 申請書は、県労働政策課ホームページ（下記URL）よりダウンロードしてください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/wlb/nintei.html>

※「いばらき女性活躍推進会議」の会員登録がお済みでない場合は、別途、県労働政策課あて手続きが必要です。

※申請書類に記載いただいた情報は、当認定制度の審査および関連する事業以外では使用いたしません。

提出先・問い合わせ先

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉担当

〒310-8555 水戸市笠原町978番6 県庁舎16階

TEL/029-301-3635 FAX/029-301-3649 E-mail/rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

第59回技能五輪全国大会・第41回全国障害者技能競技大会

(アビリンピック)で本県選手団が活躍しました

12月17日(金)から12月20日(月)にわたり東京都で開催された「第59回技能五輪全国大会」及び「第41回全国障害者技能競技大会(アビリンピック)」に出場した本県選手のうち、技能五輪で4名(4職種)、アビリンピックで1名の選手が金賞を受賞するとともに、技能五輪では、選手団としても35年連続で優秀技能選手団賞を受賞しました。

競 技	第59回技能五輪全国大会	第41回全国障害者技能競技大会
開 催 日	令和3年12月17日(金)～20日(月)	
主 催	厚生労働省、 中央職業能力開発協会、東京都	独立行政法人高齢・障害・求職者 雇用支援機構、東京都
会 場	東京ビッグサイト(江東区)ほか	
参加選手数	全体：42職種 1,028名 本県：15職種 75名	全体：25種目 370名 本県：8種目 8名
本県の成績	入賞者31名 (金賞4名、銀賞6名、銅賞7名、 敢闘賞14名)	入賞者2名 (金賞1名、銅賞1名)

金賞受賞者



プラスチック金型
高野 亜依斗 選手



構造物鉄工
渡辺 直樹 選手



電気溶接
宮嶋 慎悟 選手



電子機器組立て
小川 大樹 選手



喫茶サービス
白石 胡桃 選手

「現代の名工」7名受賞！

産業各分野の卓越した技能者（現代の名工）に、本県からは7名の技能者が選ばれ、厚生労働大臣の表彰を受けました。

現代の名工となられた皆さんは、長年にわたる技能の研鑽が評価されたもので、現在、各分野でご活躍されております。

(五十音順)

氏名	職種	所属
あだち かつとし 安達 克敏	木製建具製造工	安達建具(株)
いわぶち ひさゆき 岩渕 久之	石彫工	岩渕産業
おおひら あきら 大平 晶	造園工等	(株)大平造園土木
さがわ こうじ 佐川 宏智	配電盤・制御盤組立・調整工	(株)日立産機システム 勝田事業所
たき やすお 滝 安夫	発電機組立・調整工	三菱重工業(株)日立工場
てるい かずひろ 照井 和浩	アーク溶接工	三菱重工業(株)日立工場
みどりかわ まこと 緑川 睦	タービン組立・調整工	三菱重工業(株)日立工場

「ものづくり教室」や「技能講習会」を開催しませんか？

ご要望に応じて



「ものづくりマイスター」

を講師として紹介いたします！

『ものづくりマイスター』とは...

非常に優れた技能を有し、技能の維持・継承や人材育成等の活動ができる方を茨城県知事が『ものづくりマイスター』として認定しています。

様々な職種のマイスターが認定を受け、学校等ではものづくりの魅力の発信を、企業等では技能指導を行っています。

『茨城県職業能力開発協会』にご相談下さい！！

◆ ものづくり教室 ◆



職 種	内 容
左官	ドリームボール製作、漆喰の絵馬製作
畳製作	ミニゴザ製作、イグサの一輪挿し製作
和裁	エコマスク製作、ふくろうのお手玉製作
建築板金	郵便受け製作、銅板折鶴製作、銅板表札製作
石材施工	石の立体アート製作
広告美術仕上げ	ネームプレート製作
家具・建具製作	組子のコースター製作
タイル張り	モザイクタイル絵製作
フラワー装飾	フラワーアレンジメント



◆ 技 能 講 座 ◆

職 種	内 容
機械加工	普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、計測器
溶接、鉄工	ガス溶接、アーク溶接、製缶、構造物鉄工
機械・プラント製図	機械CAD、機械図面
電子機器組立て	シーケンス制御、CAD実習
建築大工	建築大工、規矩術
左官	ブロック工事、内装工事



実施例、依頼方法等は裏面へ！

✓ 内容等

	ものづくり教室	技能講習会
内 容	ものづくりの楽しさを体験できる	技能習得・向上を図る
対 象 者	児童、生徒、一般県民	高校生、大学生
会 場	公民館、学校、学童施設 イベント会場等	各学校・企業・事業所 県立産業技術専門学院 (水戸、日立、鹿島、土浦、筑西)
経 費	謝金、交通費等は依頼元にてご負担していただきますが、最終的にはものづくりマスターとの調整により決定していただきます。 【目安】企業・団体 : 1時間あたり5,000円 学校・訓練施設 : 1時間あたり3,000円	
日 程 講座内容	ご要望に応じて、調整・設定いたします	

✓ 依頼方法

①連絡先 職業能力開発協会へお問合せ下さい。☎ 029-221-8647



②調 整 依頼条件に基づき、マスターと調整します。



③紹 介 調整が整ったマスターを依頼元へ連絡します。



④実 習 マスターと内容や謝金等を調整していただきます。

✓ お問い合わせ先

茨城県職業能力開発協会

〒310-0005 水戸市水府町864-4

Tel.029-221-8647 Fax.029-226-4705



※ものづくりマスターの依頼方法や認定者一覧等は『ものづくりマスター活用の手引き・活動事例集』をご覧ください。

詳細はこちらから ▶▶▶

茨城県 ものづくりマスター

検索

～令和3年度ものづくりマイスター認定者の紹介～

15職種31名の方々が認定されました！！

認定番号	職種（作業名）	氏名（ふりがな） ※敬称略
951	機械加工 （数値制御旋盤）	木村 浩己 （きむら ひろみ）
952	機械加工 （フライス盤）	小沼 善幸 （おぬま よしゆき）
953	機械加工 （特級）	松村 直樹 （まつむら なおき）
954	機械加工 （フライス盤）	田所 慶嗣 （たどころ けいじ）
955	鉄工 （構造物鉄工）	田口 正裕 （たぐち まさひろ）
956	工場板金 （数値制御タレットパンチプレス板金）	萩谷 訓 （はぎや さとる）
957	光学機器製造 （光学ガラス研磨）	佐川 博文 （さがわ ひろぶみ）
958	電子機器組立て （特級）	井出 直宏 （いで なおひろ）
959	電子機器組立て （特級）	坂場 賢宏 （さかば たかひろ）
960	電子機器組立て （特級）	高橋 芳彦 （たかはし よしひこ）
961	電子機器組立て （電子機器組立て）	門馬 一雄 （もんま かずお）
962	電気機器組立て （特級）	濱田 千泉 （はまだ ちさと）
963	電気機器組立て （シーケンス制御）	根本 実 （ねもと みのる）
964	ブロック建築 （コンクリートブロック工事）	櫻井 郭実 （さくらい ひろみ）
965	家具・建具製作 （木製建具製作）	馬場先 秀之 （ばばさき ひでゆき）
966	家具・建具製作 （木製建具製作）	礪山 一広 （いそやま かずひろ）
967	家具・建具製作 （家具手加工）	小川 守 （おがわ まもる）
968	とび （とび）	菅谷 栄 （すがや さかえ）
969	かわらぶき （かわらぶき）	五十嵐 義裕 （いがらし よしひろ）
970	石材施工 （石材加工）	矢城 幸廣 （やしろ ゆきひろ）
971	型枠施工 （型枠工事）	永嶋 浩太郎 （ながしま こうたろう）
972	鉄筋施工 （鉄筋組立て）	海老澤 浩幸 （えびさわ ひろゆき）
973	鉄筋施工 （鉄筋組立て）	飯島 幸夫 （いじま ゆきお）
974	鉄筋施工 （鉄筋組立て）	堀江 浩二 （ほりえ こうじ）
975	鉄筋施工 （鉄筋組立て）	呼子 洋伸 （よぶこ ひろのぶ）
976	調理 （日本料理調理）	増子 淳一 （ましこ じゅんいち）
977	調理 （日本料理調理）	鈴木 幸夫 （すずき ゆきお）
978	情報技術 （情報技術）	広岡 明彦 （ひろおか あきひこ）
979	情報技術 （情報技術）	菊池 俊一 （きくち しゅんいち）
980	情報技術 （情報技術）	小林 庸一 （こばやし よういち）
981	情報技術 （情報技術）	萩原 勝 （はぎわら まさる）

女性活躍・働き方応援 シンポジウム

家族との時間や自分の人生を大切にしながら働くことや、
女性も専門性を磨きながら、目標を持って働く
環境づくりの重要性などについて、ゲストの方とともに考えます。



2022.2.8(火)

14:00-16:30(開場13:30)

茨城県庁 9階講堂
(水戸市笠原町978番6)

プログラム

第1部 表彰式(30分)

「令和3年度茨城県女性リーダー登用
先進企業表彰」表彰式

第2部 基調講演(60分)

基調講演：「自分らしく輝く
～これからの生き方、働き方～」

講師：小島 慶子 氏

第3部 トークセッション(50分)

トークセッション

ファシリテーター：有働文子 氏

パネリスト：小島慶子 氏、
女性リーダー登用先進企業 他



講師：小島 慶子 氏

エッセイスト

東京大学大学院情報学環客員研究員

■申込方法：いばらき電子申請・届出サービス

■申込期限：令和4年1月25日(火) ■参加費：無料

■定員：(会場参加) 100名 ※応募者数が定員を超えた場合は抽選となります。
(オンライン参加) 定員なし ※オンライン参加の方には、メールにて視聴用URLをお送りします。



申込みはコチラから▲

茨城 女性活躍 シンポジウム で検索

主催：茨城県・いばらき女性活躍推進会議

トークセッション出演者

〈ファシリテーター〉



有働 文子氏

フリーアナウンサー。
関東を中心に TV・ラジオ、イベント MC 等幅広く活躍中。
現代の働く女性を取り巻く様々な課題にフォーカスし、
”女性がいきいき働ける社会”
についてトークするラジオ番組
「Ladygo!いばらき～明日への
ステップ～(LuckyFM茨城放送
毎週月曜18:30～放送)」
パーソナリティ。2児の母。

〈パネリスト〉



小島 慶子氏

1972年オーストラリア生まれ。幼少期は日本のほか、シンガポールや香港で育つ。
学習院大学法学部政治学科卒業後、
1995年にTBSに入社。アナウンサーとしてテレビ、ラジオに出演する。99年、
第36回ギャラクシーDJパーソナリティ賞を受賞。

ワークライフバランスに関する社内の制度づくりなどにも長く携わる。

2014年より、オーストラリア・パースに教育移住。夫と二人の息子はオース

トラリアで生活し、自身は日本に仕事のベースを置いて、日豪を行き来している。

常陽銀行 人事部担当部長兼ダイバーシティ推進室長

長山 昌子氏

めぶきFGが多様性推進のために新設した「ダイバーシティ推進室」に初の女性部長として就任

茨城県 保健福祉部子ども未来課長

藤井 瞭氏

2019年4月に総務省から茨城県に出向し、2020年から現職。
2021年12月に第2子が誕生し、1か月の育児休業を取得。

女性リーダー登用先進企業表彰受賞企業 当日発表!!

「いばらき女性活躍推進会議」会員企業を募集しています

茨城県では、企業、関係団体、行政が一体となって、女性がいきいきと働き活躍できる環境づくりを進めるため、「いばらき女性活躍推進会議」の会員を募集しています。会員になると、女性活躍や働き方改革に関する法改正やセミナー、各種支援策などの情報をメールマガジンで配信いたします。

会議の概要やお申し込み方法は、労働政策課HPからご確認ください。



いばらき女性活躍
推進会議



問い合わせ先

茨城県労働政策課 TEL 029-301-3635 ※土・日・祝日・年末年始を除く
E-mail rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

いばらき女性活躍推進会議

女性活躍に取り組む

会員企業を募集します！

対象：県内の企業・事業所



いばらき女性活躍
推進会議

(推進会議ロゴマーク)

茨城県では、企業、関係団体、行政が一体となって男女が多様な働き方を実現できる環境づくりを進めています。

女性はもちろん男性もいきいきと働き、ともに活躍する活力ある茨城の実現をめざし「いばらき女性活躍推進会議」を設立しました。

推進会議では、この会議の設立趣旨に賛同していただける企業を募集しています。

会員登録のメリット

会費
無料

- 企業が抱える女性活躍推進についての課題解決のヒントとなる各種講演会、研修会等についてご案内いたします。
- 会議のロゴマークを活用することでイメージアップにつながります。
- 県の建設工事入札参加資格審査において加点されます。
- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定を支援します。

(事務局)

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ

TEL/029-301-3635 FAX/029-301-3649

Mail/rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

(労働政策課ホームページ)

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/joseikatsuyaku.html>



いばらき女性活躍推進会議 会員募集のご案内 (会費無料)

いばらき女性活躍推進会議では、設立趣旨をご理解いただき本会にご参加いただける会員を募集しております。

趣旨に賛同し、加入を希望される方は、本書に必要事項をご記入のうえ、FAXまたはメールにて、下記の事務局にお送りください。

●基本情報

団体／企業名 (名簿に記載されます)	フリガナ			
代表者の役職名・氏名	フリガナ			
主要業種	<input type="checkbox"/> 鉱業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> サービス業	<input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> 飲食店、宿泊業 <input type="checkbox"/> 団体	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 卸売、小売業 <input type="checkbox"/> 医療、福祉 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 金融・保険業 <input type="checkbox"/> 教育、学習支援事業
全従業員数	正社員	人	パート勤務者等	人
(うち女性従業員数)	(正社員	人	パート勤務者等	人)
所在地	フリガナ			
	〒			

●ご担当者

所属／氏名	フリガナ			
TEL・FAX・E-Mail	TEL	FAX	E-Mail	

●女性活躍推進状況の「見える化」項目

項目	実績値
管理職（課長相当職以上）の女性割合 ※管理職数に占める女性の割合 (女性の管理職人数÷男女合わせた管理職の人数)	% (令和 年 月時点) (人中 人)
社員一人当たりの月平均残業時間（1年間）	時間 (令和 年 月時点)
男性社員の育児休業・休暇等取得率（1年間） ※配偶者が出産した男性社員数に占める育児休業取得者の割合 (育児休業等を取得した男性社員÷配偶者が出産した男性社員)	% (令和 年 月時点) (人中 人)

※1 記入された内容（所在地、担当者名、連絡先は除く）は、原則としてHP上に公開します。

※2 記入された内容について、事務局より確認のお電話をさせていただくことがございます。

※3 「見える化」項目については、最新の情報を年に1回ご報告ください。

■企業情報および個人情報の取扱について

※本申込書に記載いただく企業情報および個人情報につきましては、公表する項目を除き、本会議に関するご連絡等に使用し、ご本人の承諾がない限り、その他の目的以外の使用・事務局以外の第三者への提供をすることはありません。

事務局 いばらき女性活躍推進会議事務局（茨城県産業戦略部労働政策課 茨城県水戸市笠原町978-6）
 FAX 029-301-3649 ☎ 029-301-3635 E-Mail rosei1@pref.ibaraki.lg.jp
 ※この様式は、茨城県労働政策課のホームページから、ダウンロードすることもできます。

事業主の皆様へ 労働保険料の納付は口座振替が便利です。

労働保険料および一般拠出金の納付には、口座振替が利用できます。

『口座振替による納付』のメリット

- ① 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
- ② 納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、延滞金を課される心配がありません。
※口座振替の手続を一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。
- ③ 手数料はかかりません。
- ④ 保険料の引き落としに最大約2カ月ゆとりができます。

保険料を延納（分割納付）している場合には、第1期、第2期、第3期での分割で口座振替の引き落としが行われます。

	全期または第1期	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日	1月31日
	↓	↓	↓
口座振替による納付日 (引き落とし日)	<u>9月6日</u>	<u>11月14日</u>	<u>2月14日</u>
	↓	↓	↓
ゆとり日数	<u>58日</u>	<u>14日</u>	<u>14日</u>

かんたんな手続きで完了

口座振替の申込手続きは以下の通りです。

- ① **申込用紙を入手**（申込用紙は以下のいずれかの方法で入手できます。）
 - お近くの労働局・労働基準監督署の窓口
 - 厚生労働省ホームページからダウンロード

検索

厚生労働省 労働保険 口座振替

② 金融機関の窓口へ提出

下の締切日に注意して、申込用紙を提出してください。

※一部の金融機関ではお取り扱いできません。

対象の金融機関については厚生労働省ホームページ（上記）でご確認ください

<各期の申込締切日・口座振替日>

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
全期または第1期	申込締切日 2月25日							口座振替 納付日 9月6日					
第2期						申込締切日 8月14日				口座振替 納付日 11月14日			
第3期									申込締切日 10月11日				口座振替 納付日 2月14日

※申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振替となります。

※該当日が土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日となります。

③ 引き落とし前後には、ハガキでお知らせします

- ◎ 毎回、引き落とし日（口座振替納付日）の約3週間前に引き落とし内容をハガキでお知らせします。
- ◎ 引き落とし後も、約3週間で引き落とし結果をハガキでお知らせします。振替日に保険料の引き落としができなかった場合も、ご連絡させていただきます。

ぜひ、労働保険料の口座振替をご活用ください！

口座振替に関する内容や不明な点は、茨城労働局労働保険徴収室（Tel.029-224-6213）または、最寄りの労働基準監督署までお問合せください。

茨城県の最低賃金

I 地域別最低賃金

件名	最低賃金額 時間額(円)	効力発生年月日	適用範囲
茨城県最低賃金	879	令和3.10.1	茨城県内の事業所で働くすべての労働者

II 特定(産業別)最低賃金

(件名及び適用範囲は、日本標準産業分類によります)

件名	最低賃金額 時間額(円)	効力発生年月日	適用範囲
鉄鋼業	975	令和3.12.31	1 適用する使用者 茨城県の地域内で鉄鋼業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)を営む使用者 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による製品の洗浄又は包装の業務
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	935	令和3.12.31	1 適用する使用者 茨城県の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) はん用機械器具製造業 (2) 生産用機械器具製造業(建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業(毛糸手編機械製造業(同附属品製造業を含む)を除く。)、包装・荷造機械製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (3) 業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)まで掲げる産業に分類されるものに限る。) 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は削いの業務 ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはバリ取りの業務 ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	932	令和3.12.31	1 適用する使用者 茨城県の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(測量機械器具製造業を除く。) (2) 医療用機械器具・医療用品製造業 (3) 光学機械器具・レンズ製造業 (4) 電子部品・デバイス・電子回路製造業(音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (5) 電気機械器具製造業(電球製造業、一次電池(乾電池、湿電池)製造業、医療用電子応用装置製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (6) 情報通信機械器具製造業(ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (7) 時計・同部分品製造業 (8) (1)、(2)、(3)又は(7)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (9) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(7)まで掲げる産業に分類されるものに限る。) 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は削いの業務 ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはバリ取りの業務 ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務
各種商品小売業	881	令和3.12.31	1 適用する使用者 茨城県の地域内で各種商品小売業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。)を営む使用者 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

III 注意

- 最低賃金額未満で労働者を使用した場合、最低賃金法違反となりますのでご注意ください。
- 地域別最低賃金は、常用、臨時、パートタイマー、アルバイトなど、雇用形態や呼称に関係なく全ての労働者と、その使用者に適用されます。
- 派遣労働者については、派遣先の事業所に適用されている最低賃金額が適用されます。
- 最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象になります。
 - ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
 - ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
 - ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
 - ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
 - ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
 - ⑥ 精進手当、通勤手当、家族手当
- 月給制の場合は、右の計算式によって比較します。 月給額 × 12か月 ÷ 年間総労働時間 ≥ 最低賃金額(時間額)
- 日給制の場合は、右の計算式によって比較します。 日給額 ÷ 1日の所定労働時間 ≥ 最低賃金額(時間額)

この記事に関するお問い合わせは、茨城労働局労働基準部賃金室(029-224-6216)又は最寄りの労働基準監督署までお願いします。

令和3年度後期障害者就職面接会 中止のお知らせ

従来開催している一堂に会して実施する就職面接会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面開催が見込めない状況であります。

求人者、求職者の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

しかし、各ハローワークにおいて、事業所への雇入れ支援、求職者への就職支援の強化を図りながら、雇用機会、就職機会の場をなくさないために、新型コロナウイルスの感染予防に努めながら、小規模の就職面接会の実施を検討しております。

また、今後の大規模な就職面接会は状況を踏まえながら開催を検討して参ります。

県内各ハローワーク・茨城労働局

労働施策総合推進法に基づく 「パワーハラスメント防止措置」が 中小企業の事業主にも義務化されます！

令和4年
4月1日より

令和2年6月1日に「改正 労働施策総合推進法」が施行されました。

中小企業に対する職場のパワーハラスメント防止措置は、令和4年4月1日から義務化されます（令和4年3月31日までは努力義務）。







職場における「パワーハラスメント」の定義

職場で行われる、①～③の要素 **全てを満たす** 行為をいいます。

- ① **優越的な関係を背景とした言動**
- ② **業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの**
- ③ **労働者の就業環境が害されるもの**

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は該当しません。

職場におけるパワーハラスメントの代表的な言動の類型、該当すると考えられる例

代表的な言動の6つの類型	該当すると考えられる例
1 身体的な攻撃 暴行・傷害	<ul style="list-style-type: none"> ● 殴打、足蹴りを行う。 ● 相手に物を投げつける。 
2 精神的な攻撃 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言	<ul style="list-style-type: none"> ● 人格を否定するような言動を行う。相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を含む。 ● 業務の遂行に必要な以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返す。 
3 人間関係からの切り離し 隔離・仲間外し・無視	<ul style="list-style-type: none"> ● 1人の労働者に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させる。 
4 過大な要求 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害	<ul style="list-style-type: none"> ● 新卒採用者に対し、必要な教育を行わないまま到底対応できないレベルの業績目標を課し、達成できなかったことに対し厳しく叱責する。 
5 過小な要求 業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理職である労働者を退職させるため、誰でも遂行可能な業務を行わせる。 ● 気に入らない労働者に対して嫌がらせのために仕事を与えない。 
6 個の侵害 私的なことに過度に立ち入ること	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露する。 

※個別の事案について、パワハラに該当するかの判断に際しては、当該言動の目的、言動が行われた経緯や状況等、様々な要素を総合的に考慮することが必要です。また、相談窓口の担当者等が相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなど、その認識にも配慮しながら、相談者と行為者の双方から丁寧に事実確認を行うことも重要です。

「職場におけるパワーハラスメントを防止するために講ずべき措置」とは？

事業主が必ず講じなければならない具体的な措置の内容は以下のとおりです。

事業主の方針等の 明確化および周知・啓発	① 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること ② 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等文書に規定し、労働者に周知・啓発すること
相談に応じ、適切に対応するために 必要な体制の整備	③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること ④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること
職場におけるパワハラ に関する事後の 迅速かつ適切な対応	⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること ⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと ⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること （事実確認ができなかった場合も含む）
併せて講ずべき措置	⑨ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること ⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること ※労働者が事業主に相談したこと等を理由として、 事業主が解雇その他の不利益な取り扱いを行うことは、労働施策総合推進法において禁止 されています。

職場におけるパワーハラスメント防止等のための望ましい取り組み

以下の望ましい取り組みについても、積極的な対応をお願いします。

- パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントは、単独ではなく複合的に生じることも想定し、**一元的に相談に応じることのできる体制**を整備すること
- 職場におけるパワーハラスメントの**原因や背景となる要因を解消するための取り組み**を行うこと（コミュニケーションの活性化のための研修や適正な業務目標の設定等）
- 職場におけるパワーハラスメントを行ってはならない旨の方針を行う際に、自ら雇用する労働者以外に、以下の対象者に対しても**同様の方針を併せて示す**こと
 - ・他の事業主が雇用する労働者 ・就職活動中の学生等の求職者
 - ・労働者以外の者（個人事業主などのフリーランス、インターンシップを行う者、教育実習生等）
- **カスタマーハラスメント**に関し以下の取り組みを行うこと
 - ・相談体制の整備
 - ・被害者への配慮のための取り組み（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）
 - ・被害防止のための取り組み（マニュアルの作成や研修の実施等）

職場におけるパワーハラスメント防止措置に関する詳しい情報・お問い合わせ

＞ 社内の体制整備に活用できる情報・資料

- **事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料**
厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

- **ポータルサイト「あかるい職場応援団」**
職場におけるハラスメントに関する情報を発信しています。

＞ 法律に関する問い合わせ先

- 茨城労働局雇用環境・均等室
〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 ☎029-277-8295

職場におけるハラスメント防止のために

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html



あかるい職場応援団 HP

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



茨城労働局

<https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/>



令和4年4月1日より 101人以上の企業にも 女性活躍推進法が適用されます！

事業主の皆さま！
法の適用まで
まもなくです！

～ 一般事業主行動計画策定支援等のご案内 ～

女性活躍推進法では、一般事業主行動計画の策定・届出が常時雇用する労働者が**101人以上の事業主にも義務化**（令和4年4月1日施行）されます。

女性活躍を推進するためには、「何から始めればよいのか」、「どのように取り組めば良いのか」等、悩んでいる事業主や人事労務担当者の皆さまを支援します。

何から手を付けたら
いいんだろう？



こんな支援が
あります！



●茨城県女性活躍推進アドバイザーによる 個別支援

専任の「女性活躍推進アドバイザー」が、女性活躍に関する状況の把握や課題の分析、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定と届出まで、一貫した支援をきめ細やかにいたします。**支援にかかる費用は全て無料**です！ご希望の場合は、所定の様式にて下記問い合わせ先までメールにてお申し込み下さい。

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/jokatsu/adviserhaken.html>



【問い合わせ先】茨城県 労働政策課
☎029-301-3635
〒310-8555 水戸市笠原町978-6

●予約制個別相談会実施中！～ぜひご利用ください！～



茨城労働局では女性活躍推進法をはじめとして、労働施策総合推進（パワハラ防止対策）、改正育児・介護休業法など、疑問解消のための相談会を実施しています。

ご希望の場合は、所定の様式にて下記問い合わせ先まで郵送またはFAXにてお申し込み下さい。

<https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/home.html>



【問い合わせ先】茨城労働雇用環境・均等室
☎029-277-8295
〒310-8511水戸市宮町1-8-31

●解説動画

法律の概要、策定に当たっての解説など、実際の説明会の様子を収録したものです。

▶令和2年6月1日施行「女性活躍推進・ハラスメント防止対策」について解説しています。

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/mov_taisaku

▶働き方改革・女性活躍等支援策説明会

令和3年7月9日に開催の説明会公開動画です。

茨城労働局から女性活躍推進法に関する説明、茨城県からメンター研修、女性管理職育成研修会、女性リーダー登用先進企業表彰等についての説明、茨城県社会保険労務士会から茨城県の女性活躍支援事業の支援例についての説明があります。

https://www.ibaraki-sr.com/blogs/blog_entries/view/41/227e5e74e215f80da2e44cf59dd11db9?frame_id=46



●「行動計画」策定プログラム

自社の女性活躍に関する問題点を明らかにするため、女性活躍推進法に基づき、企業が実施する状況把握・課題分析について支援するためのプログラムです。

本プログラムでは、4つの基礎項目の把握により女性の活躍に関する状況をタイプ別に分け、取組内容をいくつか提案します。自社の状況にあった課題、行動計画の目標や取組内容を設定する上で是非参考にしてください。

https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000612149_xlsm

●女性の活躍推進企業データベース

策定した行動計画や、自社の女性の活躍推進状況を公表するためのサイトです。

企業名、企業規模、所在地等の検索により他社の取組を参考とすることができます。

また、女性の活躍推進に取り組むための参考情報が掲載されています。

<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>



行動計画が
どんなものか分かれれば
できるかもしれません。なに
かツールはありますか？



こんな支援が
あります！



義務ということは分
かったけれど、メリット
があると嬉しいなあ。



こんな支援が
あります！



●両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）

常時使用する労働者が300人以下の中小企業事業主が、女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」「取組目標」を盛り込んだ行動計画を策定して、目標を達成した場合に助成されます。

1企業1回限り 数値目標達成時47.5万円（生産性要件※）を満たす場合は60万円

※助成金の申請を行う直前の会計年度における「生産性」がその3年度前に比べて6%伸びている、またはその3年度前に比べて1%以上伸びている場合に助成金の割増等がされる制度です。ただし、「生産性要件」の対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要です。

【問い合わせ先】
茨城労働局雇用環境・均等室
☎029-277-8294
〒310-8511水戸市宮町1-8-31

●公共調達による優遇措置

女性活躍推進法に基づく認定企業（「えるぼし」認定企業、「プラチナえるぼし」認定企業※）等は、公共調達で有利になります。

中小企業の場合、行動計画の策定・届出を行うだけで、加点の対象になります。

※「えるぼし」、「プラチナえるぼし」認定とは？

「えるぼし」認定は、行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定され、評価基準を満たす項目数に応じて3段階あります。

「プラチナえるぼし」認定は、えるぼし認定を受けた事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良である等一定の要件を満たした場合に認定します。

いずれの認定も認定を受けた企業として認定マークを使用することで、優秀な人材の確保や企業イメージの向上につなげることが期待できます。



事業主の皆さま、女性活躍推進法が改正されました！ ～常時雇用する労働者数により、実施内容と施行日が異なります～

表面の「パートタイム・有期雇用労働法」、「労働施策総合推進法」の改正施行については「資本金の額又は出資の総額」と「常時使用する労働者の数」の基準を満たしている状況により、大企業、中小企業と判断し、各々の施行時期が異なりましたが、**女性活躍推進法では、常時雇用する労働者数(※)により施行時期が異なります。**

※常時雇用する労働者数とは？

- ①期間の定めなく雇用されている者
 - ②一定の期間を定めて雇用される者であって、過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者又は雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者
- そのため、正社員だけでなく、パート、契約社員、アルバイトなどの名称にかかわらず、以下の労働者に該当する労働者も含まれます。ただし、学校教育法第1条にいう学校の学生、生徒であって、通信教育を受けている者、大学の夜間の学部及び高等学校の夜間又は定時制課程のもの以外の者(昼間学生)については、原則として「常時雇用する労働者」に含めません。

常時雇用する労働者数 **301人以上**の事業主

常時雇用する労働者数が **101人以上300人以下**の事業主

【改正前】

- 以下(1)～(4)の取組が**義務**
- (1) 自社の女性活躍に関する状況把握、課題分析
 - (2) **1つ以上の数値目標**を定めた行動計画の策定、社内周知、公表
 - (3) 行動計画を策定した旨の茨城労働局への届出
 - (4) 女性の活躍に関する**1項目以上の情報公表(★)**

【改正前】

- 以下①～④の取組が**努力義務**
- ① 自社の女性活躍に関する状況把握、課題分析
 - ② **1つ以上の数値目標**を定めた行動計画の策定、社内周知、公表
 - ③ 行動計画を策定した旨の茨城労働局への届出
 - ④ 女性の活躍に関する**1項目以上の情報公表(★)**

【改正後】

上記(2)、行動計画の策定内容の拡充(義務)
施行日：令和2年4月1日

原則として数値目標に関する項目の「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」、「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備」の区分ごとに**1項目以上(計2項目以上)**を選択し、それぞれに関連する数値目標を定めた行動計画を策定する必要があります。

上記(4)、情報公表内容の拡充(義務)
施行日：令和2年6月1日

「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」、「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用管理の整備」の各区分から、それぞれ**1項目以上**を選択して、**2項目以上情報公表(★)**する必要があります。

【改正後】

施行日以前は努力義務になりますが、早めの準備をお願いします。

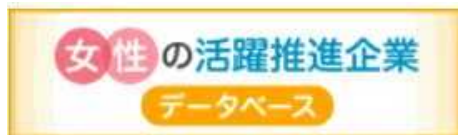
上記①～④の取組が**義務**になります！
施行日：令和4年4月1日

★情報公表について

『女性の活躍推進企業データベース』では、女性の活躍推進に取り組むための参考情報として、データ公表のための入力操作マニュアルや行動計画策定支援ツールなどを掲載しています。

また、女性の活躍推進や両立支援に積極的に取り組む企業の事例を多数掲載しています。自社の取組の参考としていただくとともに、**自社の取組を公表するツールとしてご活用ください。**

『女性の活躍推進企業データベース』 URL : <https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>



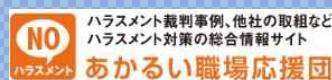
●お役立ち情報●

▶解説動画 OPEN! (URL: https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/mov_taisaku)
「女性活躍推進法」、「労働施策総合推進法」改正の解説動画ページが開設されました!



動画のQRコードです

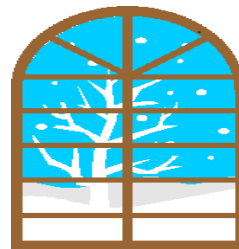
▶あかるい職場応援団 (URL: <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>)
動画で学ぶハラスメント、裁判例、オンライン研修講座、対策導入マニュアルなど、ハラスメント対策の総合情報を発信しています。



【問い合わせ先】茨城労働局 雇用環境・均等室 〒310-8511 水戸市宮町 1-8-31 ☎029-277-8295

労働委員会の窓から

令和3年10月1日～令和3年11月30日



労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご活用ください。



今期の事件の状況



- **審査事件** (労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを判定し、該当する場合救済を図る制度)
.....当該期間中に新規申立てはありませんでした。係属中の事件は2件です。
- **調整事件** (労働組合と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)
.....当該期間中に新規申請はありませんでした。係属中の事件はありません。
- **個別あっせん事件** (個々の労働者と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)
.....当該期間中に新規申請はありませんでした。係属中の事件は2件です。

●●労使紛争解決サービス●●

労働者と使用者間のトラブル!「あっせん」で解決を支援します

茨城県労働委員会では、解雇やパワハラなどの労働関係のトラブルが起きたときに、話し合いで解決できるようあっせんを行っています。

労働問題の専門家で経験豊富なあっせん員が、労働者と使用者双方の主張を確かめて、話し合いによりトラブルが解決されるよう支援します。

県内の事業所の労働者、使用者どちらからでも申請できます。

費用は無料で、秘密は厳守します。是非ご活用ください。

- あっせん員.....公益代表(弁護士や大学教授など)、労働者代表(労働組合の役員など)、使用者代表(会社役員など)の公労使各側1名による三者構成です。
- 対象となる事例...◇解雇されたが、納得がいかない。撤回してほしい。
◇社員に配置転換を命じたが、理由もなく拒否されてしまった。
(裁判所で係争中の紛争や、労働基準法等関係法令違反に係る紛争などは対象外です。)

◎まずは、電話等でお気軽にお問合せください。



【お問い合わせ先】茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6
TEL029-301-5563 (総務調整課)、029-301-5568 (審査課)
E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp
URL <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html>
～労使紛争の迅速・的確な解決を目指します～



今年もよろしく
お願い致します。

茨城労働 Seed

1月号 第727号

茨城県産業戦略部労働政策課

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

令和4年1月発行 TEL 029-301-3635

<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/seed/index.html>